

産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置届出書		年 月 日
群馬県知事 あて		
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 郵便番号		
届出者が設置する産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
産業廃棄物処理施設 の設置許可に 関する事項	施設 の 設 置 の 場 所	
	施設 の 種 類	
	施設において処理する産業廃棄物の種類	
	許可 の 年 月 日	年 月 日
	許可 番 号	
	処理能力（最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び届出日における残余の埋立容量）	埋立地の面積 残余の埋立容量 $m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ m^2 m^3
	許可 に 付 さ れ た 条 件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間処理量の見込み		m^3 t
非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域		
一般廃棄物の処理の開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物の処理業の許可等	許可又は認定年月日	
	許可又は認定番号	
※ 事 務 処 理 欄		
備考 1 この届出書には、産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付すること。 2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類のいずれかを添付すること。 (1) 一般廃棄物処分業の許可証の写し (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類 (3) 一般廃棄物処分業の許可を要しない（省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する）者であることを示す書類 (4) 政令第5条の9に規定する一般廃棄物の広域的処理認定証の写し 3 産業廃棄物処理施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあっては、「施設において処理する産業廃棄物の種類」の欄に石綿含有産業廃棄物を処理する旨を、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄に石綿含有一般廃棄物を処理する旨を、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間処理量の見込み」の欄に石綿含有一般廃棄物の年間処理量の見込みを記載すること。 4 産業廃棄物処理施設が省令第12条の7の16第1項第5号の2又は第6号に掲げる産業廃棄物処理施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄に水銀処理物を処理する旨を、「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間処理量の見込み」の欄に基準適合水銀処理物及び基準不適合水銀処理物のそれぞれの年間処理量の見込みを記載すること。 5 省令第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域について記載すること。また、当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等を添付すること。 6 ※の欄は記載しないこと。 7 2部提出すること。		

